

平成29年第4回蓬田村議会定例会会議録（第3号）

開 会 平成29年12月13日

閉 会 平成29年12月15日

開催場所 蓬田村議会議事堂

第3日（12月15日）

出席議員 7名

1番	小 鹿 重 一 君	3番	森 弘 美 君
4番	柿 崎 裕 二 君	5番	坂 本 豊 君
6番	吉 田 勉 君	7番	木 村 修 君
8番	藤 田 修 一 君		

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	久 慈 修 一 君
教 育 長	吉 崎 博 君
会 計 管 理 者	佐 井 邦 彦 君
総 務 課 長	小 松 生 佳 君
税 務 課 長	坂 本 勲 君
住 民 課 長	大 川 誠 治 君
健 康 福 祉 課 長	川 崎 幸 治 君
教 育 課 長	三 上 あ け み 君
産 業 振 興 課 長	佐 藤 一 仁 君
建 設 課 長	木 村 伸 一 君

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長	中 川 悟 君
議 会 事 務 局 主 幹	坂 本 ゆ かり 君

会議で定められた会議録署名議員の氏名

3 番 森 弘 美 君

4 番 柿 崎 裕 二 君

議事日程（第3号）

- 第 1 議案第64号 平成29年度蓬田村一般会計補正予算（第5号）案
- 第 2 議案第65号 平成29年度蓬田村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）案
- 第 3 議案第66号 平成29年度蓬田村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）案
- 第 4 議案第67号 平成29年度蓬田村介護保険特別会計補正予算（第3号）案
- 第 5 議案第68号 平成29年度蓬田村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）案
- 第 6 議案第69号 蓬田村教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて
- 第 7 発議案第1号 道路整備予算の拡充及び道路整備に係る補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書案
- 第 8 次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項付託の件

午前9時40分 開議

○議長（藤田修一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は7名で定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1 議案第64号 平成29年度蓬田村一般会計補正予算（第5号）案

○議長（藤田修一君） 日程第1、議案第64号平成29年度蓬田村一般会計補正予算（第5号）案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（小松生佳君） 議案第64号、平成29年度蓬田村一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,984万1,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ22億7,542万5,000円とするものであります。

内容の説明をいたします。

まず、歳出のほうから、8ページをお開きください。

1款1項1目議会費の1節報酬、それと3節の職員手当等、ここに関しては、議員の1名減による減額を計上してございます。

それと、各款項目の2節給料、3節職員手当等、それから4節共済費、19節負担金補助及び交付金に関しては、人事院勧告に伴う増減の補正分を計上してございます。共通でございますので、よろしく申し上げます。

下段の2款1項1目一般管理費の1節報酬、蓬田村行政改革推進委員会委員報酬4万円を計上してございます。これは6人の委員を2回委員会を開く予定でございます。内容といたしましては、行政改革大綱と定員管理の年次計画の更新に絡んで委員会を開いて決めてもらうために計上してございます。

次のページ、9ページをお開きください。

同じく9節の旅費でありますけれども、費用弁償で2万1,000円、これも6人の2回分でございます。下の19節負担金補助及び交付金、下段の自治会運営費補助金10万円、これは年度当初、ぐっと町会がまだ設立されておりましたので、この分を今回補正してございます。

同じく4目財産管理費の11節需用費、燃料費でございますけれども、32万4,000円、

これはA重油が冬になりましたところ、当初55円で見えておりましたけれども、予算を計上した当時は65円でありましたので、その10円分の値上がりを計上してございます。ただ、その後また油等値上がりしておりますので、今後また補正をする可能性がございますけれども、今のところの予算を上げております。それから、13節の委託料421万2,000円、社会保障・税番号制度システム整備業務委託料、これはいわゆるマイナンバーカードの関係でございまして、今あるマイナンバーカードの印字と、それからデータ管理の部分に旧姓の併記を可能とするためにシステム改修を行うため、委託するものであります。

その下段の7目自動車管理費の11節需用費でありますけれども、消耗品費で13万9,000円、これは村長車用のスタッドレスタイヤ4本分でございます。

前に戻ってもらいまして、6ページをお開きください。

3段目、13款2項5目4節の社会保障・税番号制度システム整備費補助金166万円を計上してございます。これは先ほど歳出のマイナンバーカードの旧姓を併記するためのシステム改修に対しての補助金でございます。1万人以下の基準額で166万円となっております。以上でございます。

○議長（藤田修一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（川崎幸治君） 健康福祉課関係の主な項目について説明させていただきます。

歳出、11ページをお願いします。

中段、3款1項5目20節扶助費、自立支援給付費120万円を計上しております。これは新規で生活保護受給者の方が心臓の手術を行ったため、更生医療給付費120万円を追加計上したものであります。国費2分の1、県費4分の1の補助率であります。

次に、3款2項4目23節償還金利子及び割引料23万円を計上しております。前年度の補助金の精算により返還金が生じたため、計上したものであります。

次のページをお願いします。

4款1項2目19節負担金補助及び交付金、高齢者肺炎球菌ワクチン接種助成金11万2,000円を増額計上しております。これは委託契約以外の病院を受診した方が多いため、追加計上したものであります。

次に、4目23節償還金利子及び割引料64万6,000円を計上しております。前年度の補助金の精算により返還金が生じたため、計上したものであります。以上です。

○議長（藤田修一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤一仁君） それでは、産業振興課関係の予算を説明させていただきます。

歳入、6ページをお願いします。

一番下の14款2項4目3節の農地利用最適化交付金30万円です。これは県交付金、補助率は10分の10です。

続きまして、次のページをお願いします。

15款2項2目節分収造林間伐材等売払収入433万6,000円、これは村と阿弥陀川森林組合のほうに入るお金です。

一番下の19款3項2目1節鳥獣被害防止対策協議会貸付金償還金収入、これは国より17万1,000円減額された分です。

続きまして、歳出のほうをお願いして、12ページをお願いします。

6款1項1目1節報酬、農地利用最適化活動委員報酬、これは国から示された標準単価に合わせて、農業委員10名を1回分、それから農地最適化推進委員8名を5回分、9月から実施されますので、それで30万円減少しています。

その次の13ページ、お願いします。

6款1項3目15節の工事請負費87万5,000円、トマト団地ポンプ凍結防止工事費65万3,000円と、同じくトマト団地の土水路補修工事22万2,000円です。内訳は、凍結防止のほうは村単独事業で対応しています。当初は、昨年地方創生でトマト団地の一角に新規就農に対してミニトマト事業でポンプアップし、事業展開をさせ、秋には元栓を閉めて春にまたミニトマト事業を展開するということでしたが、ことしの秋に春植えのタマネギの育苗に使用したいという生産者の方がいて、要望がありましたので、冬期間作業が必要となるため、現在あるポンプ場の凍結をしないため、約二坪、土台たたき打ちにして、断熱材、凍結防止の電熱線等を入れて整備をし、工事をするという事です。

その下の水路補修ですけれども、10月の大雨により、ハウスののり面の土が流され、復元する必要があるためです。10月のときに、農家の人も水路に、ハウスの中にも水が入ってしまいました。それを現在も今復元している形をとっている状態ですので、土を固める薬剤を使用して工事をしたいと思い工事費を上げました。

それから、次が下のページの一番下の6款2項1目19節分収林間伐材等交付金、これは303万5,000円、これは阿弥陀川地区の森林組合のほうに入るお金で、面積は8.34ヘク

タール、8町歩ちょっとです。それから、杉ほかが8,638本の1万9,500石となっております。以上です。

○議長（藤田修一君） 建設課長。

○建設課長（木村伸一君） それでは、建設関係の主なものについて説明をいたします。

歳出、13ページをお開きください。

中段、6款1項5目農地費19節負担金補助及び交付金、蓬田村土地改良区補助金100万3,000円、これは郷沢地区が蓬田川を主水源として郷沢頭首工より取水し、郷沢ため池に水を引いておりますが、雨により用水路が決壊しました。この用水路の補修に伴い財政面が厳しいということで、土地改良区より補助金等交付要望書が提出され、補助金等審議委員会の承認を受けられたため、予算を計上してございます。

14ページをお開き願います。

下段、8款2項1目道路維持費18備品購入費9万6,000円、10月に機械センターのストーブの点検をしたところ壊れていることが判明し、新たに購入する必要があるため、計上してございます。

15ページをお開き願います。

上段、8款4項1目住宅管理費12役務費3万4,000円、これは昨年建設したよもつと団地のD棟、R棟、S棟の3棟分の火災保険料を当初計上しておりませんでしたので、追加補正するものです。以上です。

○議長（藤田修一君） 教育課長。

○教育課長（三上あけみ君） 教育委員会関係の主な予算についてご説明いたします。

まずは、7ページを、歳入ですが、ごらんください。

一番上の段になります。14款3項委託金3目の教育費委託金でございます。これは道徳教育支援事業委託金9万5,000円を減額しております。内訳については歳出のほうでご説明したいと思います。

その下、16款寄附金でございます。2目の教育費寄附金、長科自治会より1万5,000円を学校の教材費として使ってくださいということでいただいております。

次に、歳出についてです。15ページをごらんください。

下の段です。10款1項教育総務費2目の事務局費です。7節の賃金、施設整備人夫賃、これは冬期間の緊急時における通学路の除雪人夫賃を補正させていただきました。現在よもつと団地、グリーンタウンからの小学校に通学している児童が多くなっております。

そのため、ここは学校のほうでも正門から小鹿さん宅の前までの通学路を除雪はしております、今年度も。ただ、緊急対応ということでP T Aのほうからも要望がありましたので、今回補正をさせていただきました。その下、12節役務費です。手数料、こちらは小学校、中学校の不要薬品の処分手数料になっております。その下、14節使用料及び賃借料です。デジタル複合機賃借料、こちらは9月補正で2,000円を補正させていただきました。しかし、見積もり誤りがありましたので、今回不足分を補正させていただきました。そして、9節負担金補助及び交付金のところでございます。東津軽郡就学指導協議会負担金、こちらは追加分ということで1万3,000円を計上させていただきました。

次のページ、16ページです。

上の段です。10款小学校費の1目学校管理費、需用費です。これはハーベスタの修繕料ということと、それから小破修繕料合わせて9万1,000円を計上いたしました。その下、12節通信運搬費、そして14節の使用料及び賃借料、電話リース料、これは電話料に電話機のリース料が上乘せで請求されているため、通信運搬費のほうの予算に組み替えるものです。

その下、2目の教育振興費9節の旅費、道德教育支援事業旅費、そして需用費の消耗品費、道德教育事業消耗品費、これは道德教育事業の委託料の精査をした結果、額に変動がありましたので、計上したものです。20節の扶助費、要保護・準要保護児童生徒援助費、当初の人数よりもふえましたので、その分31万円計上させていただきました。

一番下の段です。10款中学校費1目の学校管理費11節修繕料、これは職員室とコンピューター室、それから踊り場の照明器具のふぐあいのため、14万円を計上させていただきました。その下、12節役務費、通信運搬費ですが、これは電話料の不足分を今回補正させていただきました。

次のページ、ごらんください。17ページです。

10款社会教育費1目の社会教育総務費7節の賃金です。施設整備人夫賃、これは玉松台と古城の沼の北側の藤棚のある広場なのですが、そこの草刈りを行いました。当初では見ていない、見ていないというか、行政懇談会のほうで、草が生い茂り、環境上好ましくないという指摘を受けましたので、既存の予算を使いまして作業のほうを行ってまいりました。これから雪も降り除雪作業も出てきますので、その分を補正させていただきました。

次に、2目の公民館費、修繕料ですけれども、ホームタンク2台のうち1台の足が腐

食し倒れる危険があるために解体撤去のため、必要になり今回予算を計上させていただきました。

その下、3目ふるさと総合センター、役務費です。通信運搬費、使用料及び賃借料は、こちら先ほどの小学校と同じく、金額は違いますが組み替えをさせていただいたものです。

そして、4目文化伝承館11節の需用費、修繕料、こちらもホームタンクのエアに穴があき、タンクの足も腐食しているということで、倒れる危険性がありましたので、解体撤去と新設をお願いしたいということで、予算を計上いたしました。以上です。

○議長（藤田修一君） これより質疑を行います。4番柿崎裕二君。

○4番（柿崎裕二君） 15ページお願いします。

10款の1項の7節、通学路、先ほど説明ありましたが、場所がいま一つ私理解できなかったの、そこを教えてくださいたいのと、緊急時のその避難ということの除雪ですが、今まではこの賃金が上乘せされていなかったと思うのですが、今まではどうしていたのか。あと、その通学路の距離的なものがどのぐらいあって、これは人夫1人で足りるのか。その辺をもう一度質問いたします。

○議長（藤田修一君） 教育課長。

○教育課長（三上あけみ君） 場所的には、蓬田の小学校の正門から下ってきまして、小鹿さんというお宅があるのですけれども、古川さんと小鹿さんというお宅があるのですけれども、そこにグリーンタウンに入る道路があります。そこまでの除雪になります。

○議長（藤田修一君） 4番柿崎裕二君。

○4番（柿崎裕二君） 今の説明ですが、歩道のところの除雪をするということですか。

○議長（藤田修一君） 教育課長。

○教育課長（三上あけみ君） はい、そうです。除雪のほうは、今まで小学校で行っておりました。今年度も雪が降りましたが、学校のほうで教頭先生のほうで除雪のほうは機械を使ってやっておりましたが、よもつと団地、グリーンタウンの子供たちが、ちょっと確認しましたところ、全部で21名おります。徒歩で通っておりますけれども、早朝ということの特に考えたのですけれども、大雪とか、そういうときに除雪が間に合わなかった場合の緊急対応ということも考えました。PTAのほうからも要望がございまして、今回急遽予算を計上させていただきました。

○議長（藤田修一君） ほかに質疑ありませんか。7番木村 修君。

○7番（木村 修君） 13ページの一番下段、分収林の交付金ですけれども、交付団体への割合はどれぐらいになっているのか伺います。

○議長（藤田修一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤一仁君） お答えします。

国が20%もらうことになっています。そして、村が24%もらうことになりまして、組合側が56%もらうことになっています。以上です。

○議長（藤田修一君） 木村 修君。

○7番（木村 修君） 次に、14ページの一番上段、ちょっと私、勉強不足でこの回にお聞きするわけですけれども、一番上の説明欄に未来を変える挑戦資金、保証料補給金とありますけれども、この未来を変える挑戦資金、この内容についてどういうものなのか、ご説明お願いいたします。

○議長（藤田修一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤一仁君） この事業は、住民個人が事業を起こす際に、銀行、金融機関からお金を貸し付けできる制度であり、村が7割、それから県が3割の負担となっております。そして、今年度、阿弥陀川地区の方が青銀から6月に事業展開したいということで、額まではわかりませんが、把握ができないのですけれども、青銀さんのほうから貸し付けしたということで、それに伴い、その借りた分のお金を保証費として7万8,000円青銀さんのほうから支払いしてくださいと村のほうに、村分の7割分と来ていますので、それを支払うためのお金です。以上です。

○議長（藤田修一君） ほかに質疑ありませんか。1番小鹿重一君。

○1番（小鹿重一君） 13ページお願いします。

6款1項5目の19節負担金補助及び交付金ということで、これは先ほど課長のほうから説明ありましたけれども、郷沢の頭首工の関係、これは大雨というようなことであれば、例えば災害扱いというようなことにはならなかったのかどうか、お伺いします。

○議長（藤田修一君） 建設課長。

○建設課長（大川誠治君） 特に災害扱いにはなりませんでした。以上です。

○議長（藤田修一君） 1番小鹿重一君。

○1番（小鹿重一君） ならなかったということですが、要は、災害であれば国のお金を使えるというようなことになると思うのだけれども、その申請なり伺いをしてみるとかというようなことをした結果ということですか。

- 議長（藤田修一君） 建設課長。
- 建設課長（木村伸一君） 申請はしてございません。
- 議長（藤田修一君） ほかに質疑ありませんか。4番柿崎裕二君。
- 4番（柿崎裕二君） 13ページお願いします。

6款1項3目の15節トマト団地のポンプ凍結防止工事費、先ほども説明ありましたが、この新規就農者に対してトマト団地のこの補助自体は、そのトマトに特化した補助金だと私は思っていますが、なぜここにそのタマネギのために凍結防止工事をするのか、もう少し中身を詳しく説明いただけますか。

- 議長（藤田修一君） 産業振興課長。
- 産業振興課長（佐藤一仁君） 確かにトマト団地だけのものなのですが、農協の育苗ハウスがあるので、そこがいっぱいになってしまっていて、急遽、生産者のほうからも、今ある、あいているトマト団地のところに育苗したい、タマネギの苗を育苗したいということで、春植えのタマネギの苗で育苗したいということがありましたので、急遽そのところに植えさせたいと、これからの蓬田村の作物になっていくものだと思いますので、そこに工事をして生産者のほうに手助けをしたいということです。以上です。

- 議長（藤田修一君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（藤田修一君） ないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（藤田修一君） ないようですから、討論を終わります。

これより議案第64号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立6名）

- 議長（藤田修一君） 起立全員です。よって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

○議長（藤田修一君） 日程第2、議案第65号平成29年度蓬田村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。住民課長。

○住民課長（大川誠治君） 議案第65号、平成29年度蓬田村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）。

平成29年度蓬田村の国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ223万3,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ5億4,612万円とするものでございます。

5ページをお開き願います。歳入になります。

1款1項1目一般被保険者国民健康保険税現年課税分200万円を計上しております。

次のページをお開き願います。歳出になります。

2款2項1目19節一般被保険者高額療養費200万円を計上しております。これは予算不足が見込まれるため増額補正したものです。また、給料等人件費につきましても、人事院勧告等に準じた予算措置を講じております。以上になります。

○議長（藤田修一君） これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（藤田修一君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤田修一君） ないようですから、討論を終わります。

これより議案第65号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立6名）

○議長（藤田修一君） 起立全員です。よって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第66号 平成29年度蓬田村簡易水道事業特別会計補正予算
（第4号）案

○議長（藤田修一君） 日程第3、議案第66号平成29年度蓬田村簡易水道事業特別会計補

正予算（第4号）案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。建設課長。

- 建設課長（木村伸一君） 議案第66号、平成29年度蓬田村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）。

平成29年度蓬田村の簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ26万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億604万3,000円とする。

6ページをお開き願います。歳出になります。

1款1項1目一般管理費12節役務費9万4,000円、これははがき代が52円から62円に値上げされたため、追加補正をするものでございます。その他2から19の負担金まで職員の人件費の増額が生じたため、追加補正するものでございます。以上です。

- 議長（藤田修一君） これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

- 議長（藤田修一君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（藤田修一君） ないようですから、討論を終わります。

これより議案第66号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立6名）

- 議長（藤田修一君） 起立全員です。よって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第67号 平成29年度蓬田村介護保険特別会計補正予算（第3号）案

- 議長（藤田修一君） 日程第4、議案第67号平成29年度蓬田村介護保険特別会計補正予算（第3号）案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。住民課長。

- 住民課長（大川誠治君） 議案第67号、平成29年度蓬田村介護保険特別会計補正予算

(第3号)。

平成29年度蓬田村の介護保険特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ628万2,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ5億3,691万1,000円とするものでございます。

5ページをお開きください。

歳入の主なものについてご説明いたします。

1款1項介護保険料180万2,000円を増額。

3款1項国庫負担金163万円を増額。

3款2項国庫補助金66万5,000円を増額しております。

次のページをお開きください。

6款1項一般会計繰入金112万5,000円を減額しております。

7ページをお開きください。

歳出の主なものについてご説明いたします。

2款1項3目19節認知症対応型共同生活介護サービス給付費800万円を計上。

7目19節居宅介護福祉用具購入費負担金15万円を計上しております。また、給料等人員費につきましても、職員の異動に伴う減額、人事院勧告等に準じた予算措置を講じております。以上になります。

○議長(藤田修一君) これより質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(藤田修一君) 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(藤田修一君) ないようですから、討論を終わります。

これより議案第67号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立6名)

○議長(藤田修一君) 起立全員です。よって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第68号 平成29年度蓬田村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）案

○議長（藤田修一君） 日程第5、議案第68号平成29年度蓬田村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。住民課長。

○住民課長（大川誠治君） 議案第68号、平成29年度蓬田村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）。

平成29年度蓬田村の後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7万2,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ8,123万9,000円とするものでございます。

5ページをお開きください。歳入になります。

3款1項3目1節職員給与等繰入金7万2,000円を増額。

次のページをお開きください。歳出になります。

1款1項1目一般管理費7万2,000円を計上しております。2節給料から19節負担金補助及び交付金までの人件費について、人事院勧告に準じた予算措置を講じております。以上になります。

○議長（藤田修一君） これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（藤田修一君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤田修一君） ないようですから、討論を終わります。

これより議案第68号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立6名）

○議長（藤田修一君） 起立全員です。よって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

午前10時25分 休憩

午前10時27分 再開

○議長（藤田修一君） 休憩を取り消し、会議を再開いたします。

日程第6 議案第69号 蓬田村教育委員会教育長の任命につき同意を求める
ことについて

○議長（藤田修一君） 日程第6、議案第69号蓬田村教育委員会教育長の任命につき同意
を求めることについてを議題といたします。

これより内容の説明を求めます。村長。

○議長（藤田修一君） 村長。

○村長（久慈修一君） それでは、議案第69号につきまして提案をいたします。

蓬田村教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて。

蓬田村教育委員会教育長に次の者を任命したいので、議会の同意を求めます。

記として、東津軽郡蓬田村大字蓬田字宮本41番地。

吉崎 博。

生年月日ですが、昭和27年5月27日生まれでございます。

提案理由といたしまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の
規定により、教育委員会教育長の任命について同意を得るため提案するものでございま
す。

なお、補足の説明と提案理由の説明といたしまして、地方教育行政の組織及び運営に
関する法律第4条第1項の規定では、教育長は、中略でございますが、地方公共団体の
長が議会の同意を得て任命するというふうに改正になってございます。これまでは教育
委員の任命をいたしまして、教育委員会の中で教育長を任命しておりましたけれども、
今回からは議会の同意を得るということで提案となっております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（藤田修一君） これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（藤田修一君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤田修一君） ないようですから、討論を終わります。

これより議案第69号を採決いたします。

この採決は無記名投票をもって行います。

議場を閉鎖いたします。

（議場閉鎖）

○議長（藤田修一君） ただいまの出席議員は6名です。

投票に先立ち、開票立会人を指名いたします。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に5番坂本 豊君及び6番吉田 勉君を指名いたします。

それでは、投票用紙を配付いたします。

（投票用紙配付）

○議長（藤田修一君） 念のため申し上げます。本案を可とする諸君は「賛成」、否とする諸君は「反対」と記載願います。

なお、投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第83条の規定により否とみなすことになっています。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤田修一君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

（投票箱点検）

○議長（藤田修一君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票に移ります。

それでは、職員の点呼に応じて順次投票願います。

○議会事務局長（中川 悟君）

1 番小鹿重一議員。（はい。）

3 番森 弘美議員。（はい。）

4 番柿崎裕二議員。（はい。）

5 番坂本 豊議員。（はい。）

6 番吉田 勉議員。（はい。）

7 番木村 修議員。（はい。）

○議長（藤田修一君） 投票を終了いたします。

開票を行います。5番坂本 豊君及び6番吉田 勉君の立ち会いを願います。

（開票）

○議長（藤田修一君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数6票。うち賛成6票、反対0票。

以上のおおりに、賛成が全員です。よって、議案第69号は原案に同意することに決定いたしました。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

○議長（藤田修一君） 暫時休憩いたします。

午前10時37分 休憩

午前10時37分 再開

○議長（藤田修一君） 休憩を取り消し、会議を再開いたします。

日程第7 発議案第1号 道路整備予算の拡充及び道路整備に係る補助率等の
嵩上げ措置の継続を求める意見書案

○議長（藤田修一君） 日程第7、発議案第1号道路整備予算の拡充及び道路整備に係る補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書案を議題といたします。

提出者の小鹿重一君より説明を求めます。

○1番（小鹿重一君） 発議案第1号、道路整備予算の拡充及び道路整備に係る補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書（案）について、ご説明申し上げます。

道路は、県民の生活や経済・社会活動を支えるとともに、県民の安全・安心を確保し、地域活性化を図る上で必要不可欠な社会資本であるが、本県の道路整備は、地方生活圏中心都市の弘前市・青森市・八戸市が高規格幹線道路で結ばれていないなど、いまだ不十分な状況にあり、主要幹線道路を初めとする道路網のより一層の整備促進が喫緊の課題となっている。

これらの道路整備に当たっては、その財源確保が最も重要であり、この財源に対する措置として「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（以下、道路財特法）」の規定による補助率のかさ上げ措置があるが、この措置はこれまで青森県はもち

ろんのこと地方の道路整備においても多大なる寄与を果たしている。

しかしながら、この道路財特法によるかさ上げ措置は平成29年度までの時限措置であり、このまま期限切れとなれば、道路整備のための地方の財政負担が増加することになり、その進捗が一層の遅滞を招くとともに、地方創生及び国土強靱化の推進にも大きな影響を与えると考えられ、地方自治体にとっては死活問題になりかねない。

よって、国においては、来年度以降も迅速かつ着実な道路整備を推進するため、下記の措置を講じられるよう強く要望する。

記

1、道路整備に必要な予算の拡充を図ること。

2、道路財特法の規程に基づく補助率等のかさ上げ措置について、平成30年度以降も継続すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

○議長（藤田修一君） 質疑を省略し、これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤田修一君） ないようですから、討論を終わります。

これより発議案第1号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立6名）

○議長（藤田修一君） 起立全員です。よって、発議案第1号は原案のとおり可決されました。

日程第8 次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項付託の件

○議長（藤田修一君） 日程第8、次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項付託の件を議題といたします。

次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項を議会運営委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤田修一君） ご異議なしと認めます。よって、次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項を付託することに決定いたしました。

以上で、今定例会に付議された議案の審議は全部終了いたしました。

閉会するに当たり、村長より挨拶をお願いいたします。

○村長（久慈修一君） 平成29年第4回定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

年度末ということで、大変お忙しい中の議会でございます。それぞれいろんな課題を持って行政を進めているわけでございますけれども、今議会におきまして、一般質問あるいはその予算の審議の中で、いろいろなことを提案いただきました。本当にありがとうございます。

私ども行政を束ねる者、いろいろな課題を私たちが処理していかなければならないということで、それはとりもなおさず村民の安心・安全のためということでございますので、何とぞ今後ともよろしくご協力をお願いしたいと思います。

また、申しおくれましたが、このたびの10月29日の選挙におきまして、再び村民の負託を受けることになりましたので、何とぞ今後ともよろしくお願いを申し上げまして、閉会に当たっての挨拶とさせていただきます。何とぞよろしくをお願いいたします。本日はありがとうございました。

○議長（藤田修一君） これをもちまして、平成29年第4回蓬田村議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午前10時45分 閉会

上記会議の経過は、事務局長中川 悟が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

平成30年 1月19日

蓬田村議会議長 藤 田 修 一

会議録署名議員 森 弘 美

会議録署名議員 柿 崎 裕 二